



議決権行使書のQRコードからスマートフォンで行使できます。

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の期

XXXXXX月XX日

議決権行使の票	33票
議決権の期	33票

1. _____

2. _____

オンライン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇



日時 | 2022年3月17日(木)午前10時
 (開場時間 午前9時15分)

場所 | メルパルクNAGOYA

議決権行使いただきました株主様には、後日各店でご使用いただけるお食事券1,000円分を送付いたします。(株主総会当日での配布はございません。)

株式会社 ブロンコビリー
 証券コード：3091

代表挨拶



代表取締役社長

竹市 克弘

株主の皆様には、平素より当社へのご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。ここに第40期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期においては、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、改めて外食事業の意義と価値を再確認して定義したコンセプト「ご馳走カンパニー」の実現を目指して、食の事業の価値向上を視野にメニューや施策を見直し、新たな価値づくりに取り組んでまいりました。

店舗限定で季節に合わせたプチ贅沢な商品の試験導入や、高付加価値の商品を期間限定で販売し、コロナ禍でも仕入や商品開発を工夫しながら、よりお客様に喜んでいただける付加価値の高い食の提供に尽力いたしました。また、自社アプリの会員獲得を進め、顧客の定期的な再来店策を強化した他、緊急事態宣言が解除された段階で、平日ディナータイム限定のお得なキャンペーンを実施するなど集客策を講じてまいりました。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次



第40期 定時株主総会招集ご通知	2	2. 株式の状況	21
株主総会参考書類	5	3. 新株予約権等の状況	22
第1号議案 定款一部変更の件	5	4. 会社役員の状況	23
第2号議案 取締役6名選任の件	6	5. 会計監査人の状況	28
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	11	6. 業務の適正を確保するための体制	29
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	14	7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	32
(提供書面)		計算書類	33
事業報告		監査報告	45
1. 会社の現況	16		

株主各位

(証券コード 3091)

2022年2月24日

名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地

株式会社 ブロンコビリー

代表取締役社長 竹市 克弘

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては**当日のご来場を極力お控え**いただき、後述の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット等または書面により**2022年3月16日(水曜日)午後6時まで**に事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年3月17日(木曜日) 午前10時(開場時間 午前9時15分)
2 場 所	名古屋市東区葵三丁目16番地16号 メルパルクNAGOYA 2階 瑞雲西の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	
報告事項	第40期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権行使についての案内	3頁～4頁記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.bronco.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、株主様お一人につきお食事券1,000円分を後日お送りさせていただきます。(2022年4月下旬発送予定)

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力してください。

行使期限 2022年3月16日(水曜日) 午後6時入力分まで

機関投資家の皆様へ 「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年3月16日(水曜日) 午後6時到着分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。

日時 2022年3月17日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時15分)

※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※毎日午前2時～午前5時は取り扱いを中止します。

※パソコンやスマートフォン等のご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン等の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufig.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第14条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第15条～第49条 (条文どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供経過措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1</u> 第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役6名選任の件

現任取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	たけいち かつひろ 竹市 克弘 (1975年2月10日)	2003年 4月 当社入社 2004年 2月 当社守山店店長 2005年 8月 当社コミサリーチーフマネジャー 2006年12月 当社取締役営業担当 2007年 3月 当社取締役製造購買担当 2008年 6月 当社取締役第1営業部長 2009年 3月 当社常務取締役第1営業部長 2012年 3月 当社代表取締役専務第1営業部長 2013年 3月 当社代表取締役社長 2014年 3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2019年 1月 当社代表取締役社長 (現任)	326,300株
	【取締役候補者として選任した理由】 竹市克弘氏は入社以降、営業部門、製造・購買部門など多岐にわたる業務に従事し豊富な業務知識・経験を有しております。2013年より代表取締役社長に就任し、豊富な経験・幅広い見識とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2 再任	さかぐち しんき 阪口 信貴 (1970年5月21日)	1994年 4月 株式会社エンジニアリングフジ入社 1996年 6月 株式会社プラザデザインコンサルティング入社 2002年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2005年12月 同社GTS事業・FMS企画部長 2010年 7月 同社ITS事業・ビジネスオペレーション統括部長 2014年 1月 同社ITS事業・ITプラクティス・リード部長 2015年 1月 同社クラウド事業統括・クラウドサービス第一営業部 営業部長 2016年 5月 当社入社、人事総務部長 2017年 3月 当社取締役人事総務部長 2019年 2月 当社取締役人事総務部長兼人事総務部人事部長 2019年 3月 当社常務取締役人事総務部長兼人事総務部人事部長 2021年 6月 当社常務取締役コーポレート本部長兼人事部長 (現任)	3,540株
	【取締役候補者として選任した理由】 阪口信貴氏は、人事・総務・システム関連業務に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2016年に当社入社後、取締役人事総務部長を経て、2019年より常務取締役に就任しております。人事・総務・システムを所管した実績と前職から培われた豊富な知識・経験を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	でぐち ゆうじ 出口 有二 (1973年6月17日)	1992年 9月 当社入社	27,500株
		1995年 9月 当社大曽根店店長	
2001年12月 当社営業部エリアマネジャー			
2005年10月 当社営業部営業第1課長兼エリアマネジャー			
2006年12月 当社取締役営業担当東地区			
2008年 6月 当社取締役第1 営業部東地区担当			
2009年 6月 当社取締役第2 営業部長			
2017年 4月 当社取締役営業本部副本部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長			
2019年 1月 当社取締役営業本部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長			
2019年 2月 当社取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長			
2019年 3月 当社常務取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼東海第2 営業部長兼関西営業部長			
2019年 5月 当社常務取締役営業本部長兼東海第1 営業部長兼関西営業部長			
2021年 6月 当社常務取締役営業本部長兼西日本地区統括部長 (現任)			
【取締役候補者として選任した理由】 出口有二氏は入社以降、主として営業部門に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2006年に取締役に就任したのち、2019年より常務取締役に就任しております。営業部門を所管した実績と業務を通じて培われた豊富な知識・経験・リーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	みやもと たく 宮本 卓 (1978年12月27日)	2001年 4月 当社入社	4,700株
		2003年 2月 当社浜松三方原店店長	
2006年 8月 当社コミサリーマネジャー			
2006年12月 当社コミサリーチーフマネジャー			
2008年 6月 当社製造部長			
2012年 3月 当社取締役製造部長			
2017年 4月 当社取締役商品部長			
2021年 6月 当社取締役商品本部長兼製造部長兼商品部長 (現任)			
【取締役候補者として選任した理由】 宮本卓氏は入社以降、営業部門を経て製造・商品部門に携わり、豊富な業務知識・経験を有しております。2012年取締役製造部長に就任したのち、2017年より取締役商品部長に就任しております。製造・商品部門を所管した実績と豊富な知識・経験を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	しもの まさつぐ 下野 雅承 (1953年12月11日)	1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年 4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当 2003年 7月 同社常務執行役員 サービス事業担当 2007年 1月 同社専務執行役員 2010年 7月 同社取締役副社長執行役員 2016年 1月 同社最高顧問 2016年 6月 TOTO株式会社 社外取締役 (現任) 2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社副会長 2020年 1月 同社名誉顧問 (現任) 2020年 3月 当社社外取締役 (現任)	一株
		(重要な兼職の状況) ・日本アイ・ビー・エム株式会社 名誉顧問 ・TOTO株式会社 社外取締役	
【社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 下野雅承氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に長年にわたって携わり、会社経営に優れた実績を上げてこられ、高い見識を有しております。豊富な経験と幅広い見識から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただいております。引き続きその経験と見識を当社の経営判断に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任	かみや とくひさ 神谷 徳久 (1972年5月3日)	1997年 4月 有限会社東亜コーポレーション (現 株式会社東亜コーポレーション) 設立 取締役 1999年 1月 有限会社クリエイト株式会社設立 代表取締役 (現任) 2001年 1月 株式会社東亜エンタープライズ設立 代表取締役 (現任) 2002年 1月 有限会社ジョイジョイ二十一設立 代表取締役 (現任) 2006年 3月 株式会社東亜コーポレーション 代表取締役 (現任) 2019年 3月 当社社外取締役 (現任)	一株
		(重要な兼職の状況) ・有限会社クリエイト株式会社 代表取締役 ・株式会社東亜エンタープライズ 代表取締役 ・有限会社ジョイジョイ二十一 代表取締役 ・株式会社東亜コーポレーション 代表取締役	
【社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 神谷徳久氏は、会社経営者として優れた実績を上げてこられ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。豊富な経験と幅広い見識から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただいております。引き続きその経験と見識を当社の経営判断に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 下野雅承氏及び神谷徳久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 下野雅承氏及び神谷徳久氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって下野雅承氏が2年、神谷徳久氏が3年となります。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者下野雅承氏及び神谷徳久氏と当社の間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、下野雅承氏及び神谷徳久氏の再任が承認された場合、両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(ご参考) 取締役候補者及び執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

・取締役候補者及び監査役の専門性と経験は、次のとおりであります。

	候補者 番号	氏名	属性	専門性と経験									
				企業経営 経営戦略	店舗運営 営業	店舗開発	商品開発 製造	財務 会計	人事 労務	法務・コンプラ イアンス・リス ク管理	ESG・ サステイ ナブル	IT	
取締役 候補者	1	竹市克弘		○	○	○	○						
	2	阪口信貴							○	○			○
	3	出口有二			○	○							
	4	宮本卓					○						
	5	下野雅承	【社外】 【独立】	○									○
	6	神谷徳久	【社外】 【独立】	○		○							
監査役	-	塩田孝一	-								○		
	-	平野曜二	-								○		
	-	岩村豊正	-	○					○				

【社外】社外取締役候補者

【独立】独立役員候補者

・当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

	氏名	地位	専門性と経験										
			企業経営 経営戦略	店舗運営 営業	店舗開発	商品開発 製造	財務 会計	人事 労務	法務・コンプラ イアンス・リス ク管理	ESG・ サステイ ナブル	IT		
執行役員 候補者	古田光浩	上席	○					○	○	○			○
	馬場崇文			○					○				
	山口隆志			○									
	岡部裕希			○									

※本表は各取締役・監査役・執行役員が有する全てのスキルを表すものではありません。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことに備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。候補者三矢裕司氏は、社外監査役以外の監査役の補欠監査役候補者、候補者高橋裕子氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みつや ゆうじ 三矢 裕司 (1954年9月2日)	1975年 4月 株式会社横河橋梁入社 1983年 1月 株式会社ジョナサン入社 1986年 4月 同社城東地区スーパーバイザー 1993年 4月 同社商品本部調理開発部 1997年 4月 同社建設部長 2000年 1月 同社経営企画室 2004年 1月 同社店舗開発部長 2010年11月 株式会社すかいらーく出向 (建設リーダー) 2012年 8月 当社入社、店舗建設部長 2019年 5月 株式会社サンプランニング 設立 2019年10月 同社 代表取締役 (現任)	900株
<p>【補欠監査役候補者として選任した理由】</p> <p>三矢裕司氏を補欠の監査役候補者とした理由は、長年にわたり様々な事業部門に携わり、豊富な経験と知見を有しており、当該知見を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	たかはし ひろこ 高橋 裕子 (現姓：檀上) (1985年7月30日)	2016年12月 弁護士登録、楠井法律事務所入所 2017年 4月 株式会社三重銀行 (現 株式会社三十三銀行) 出向 2019年 8月 春馬・野口法律事務所 (現 and LEGAL弁護士法人) 入所 (現任) 2021年 9月 シンポ株式会社 社外監査役 (現任)	一株
<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>・シンポ株式会社 社外監査役</p> <p>【補欠社外監査役候補者として選任した理由】</p> <p>高橋裕子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕子氏は、婚姻により檀上姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の高橋で行っております。
3. 高橋裕子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 三矢裕司氏は株式会社サンプランニングの代表取締役であり、同法人と当社は、店舗建設に関するコンサルティング契約を締結しております。
5. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。三矢裕司氏が監査役に就任した場合及び高橋裕子氏が社外監査役に就任した場合には、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。三矢裕司氏が監査役に就任した場合及び高橋裕子氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

株式会社ブロンコビリー（以下「当社」という。）は、当社における社外役員及び社外役員候補者が以下に掲げる要件を全て満たす場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は部長格以上（以下「業務執行者」という。）となったことがないこと。
2. 現在における当社の大株主（※1）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社の主要な取引先企業（※2）において最近3年間業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な借入先（※3）において最近3年間業務執行者でないこと。
5. 当社から直近に終了した事業年度において1,000万円を超える寄付を受けた者（※4）でないこと。
6. 当社から取締役・監査役報酬以外に、直近に終了した過去3事業年度の平均で1,000万円を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
7. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。
8. 当社の業務執行者の2親等以内の親族でないこと。
9. その他、当社の一般株主全体との間で利益相反が生じるおそれがない者。

(注)

- ※1 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に所有している者をいう。
- ※2 「主要な取引先企業」とは、当社の仕入先であって、直近に終了した過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社からの支払額が取引先の連結売上高の2%以上を超える取引先をいう。
- ※3 主要な借入先とは、当社の資金調達において代替性がない金融機関等をいう。
- ※4 組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に最近5年間所属していた者をいう。

以上

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2016年3月17日開催の第34期定時株主総会において、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与のための報酬額を年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案が承認可決された場合には、すでに付与済のものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

なお、当社の現在の取締役は7名（うち、社外取締役は2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち、社外取締役は2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制

限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告24頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当行の執行役員に対しても、本制度と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

以上

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大はワクチン接種が進みながら、新たな変異株の発生もあり、依然として先行き不透明な厳しい状況になっております。

外食産業におきましても、感染者数拡大防止のための営業時間短縮、アルコール提供の中止等行政機関等からの要請に対応してまいりました。政府からの時短協力金等の支援策があるものの、全世界で影響が及ぶことによって海外での食品製造加工工場での製造量の減少から原材料仕入価格の高騰や、営業再開に向けた人員確保のための人件費の上昇とさらに厳しい状況が続いております。

こうした状況下、感染対策を講じながら、改めて外食事業の意義と価値を再確認して定義したコンセプト「ご馳走カンパニー」の実現を目指しております。

当社は、新型コロナ感染症拡大防止の対応策だけでなく、食の事業の価値向上を視野にメニューや施策を見直し、新たな価値づくりに取り組んでまいりました。

通常のセットメニューのスープをプラス110円（税込）で選択いただける季節の食材を使った「プチ贅沢スープ」を開発、千葉県下店舗でのテスト導入から関東・関西地区へ拡大させ、「具だくさんミネストローネ」「チリビーンズスープ」、11月には「冬のあったかポトフ」を提供してまいりました。

また、旬の素材を使った年5回改訂で人気のサラダバーは、当事業年度も長野県や北海道の食材を使用した「ご当地フェア」も展開しておりますが、さらなる価値向上のためにサラダバーによるサラダや冷菜の提供だけでなく、新たに温かい総菜の提供方法として「ほっとバー」をテスト店舗での検証導入から、現在静岡県全店舗へと展開を拡大、「濃厚ハッシュドビーフ」「きのことツナの本格トマトパスタ」などを展開してまいりました。

さらに、「炭焼き黒毛和牛ハンバーグ」「国産炭焼きやわらかヒレステーキ」の新商品開発、期間限定で過去の人気商品「ぶどう牛リブロースステーキ」を復活させて提供するキャンペーンなども展開してまいりました。

販促面では、自社アプリを強化して「ブロンコマイスタークラブ」の会員獲得を進め、会員向けのキャンペーンを定期的に展開し、顧客の再来店策を継続して強化した他、営業時間短縮要請の影響を最も受けていたディナータイムに、お客様の消費意欲の回復に合わせて11月には平日ディナータイム限定の全品20%OFFの「お客様感謝祭」にて休眠顧客の掘り起こしと新規顧客の獲得にも努めてまいりました。

店舗面では、アフターコロナでのさらなる事業の拡大を視野に、ブロンコビリー業態では個店毎の収益性を検証し契約満了段階での閉鎖を行いながら、新規出店を進めてまいりました。さらに、肉と野菜、お米で磨いてまいりました当社のノウハウを駆使して、厚切りとんかつと手づくりおぼんざいを提供する新業態「とんかつかつひろ」を出店いたしました（2021年12月末日現在130店舗）。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高157億73百万円（前期比8.7%減）、営業損失48百万円（前期は営業利益1億62百万円）、経常利益15億49百万円（前期比517.8%増）、当期純利益9億55百万円（前期は当期純損失5億88百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は20億63百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ①名古屋駅オフィスビル隣地 1 拠点
- ②新規出店店舗 5 店舗
- ③基幹システム 1 セット
- ④改装店舗 9 店舗

(3) 資金調達の状況

当事業年度に、名古屋オフィスビル隣地の購入のため、金融機関より長期借入金として10億円の調達を実施いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第37期 (2018年12月期)	第38期 (2019年12月期)	第39期 (2020年12月期)	第40期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	22,432	22,324	17,272	15,773
経常利益	(百万円)	2,669	2,458	250	1,549
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,787	1,544	△588	955
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	118.60	102.46	△39.01	63.35
総資産	(百万円)	19,873	21,041	24,495	26,871
純資産	(百万円)	16,761	17,976	17,226	17,962
1株当たり純資産額	(円)	1,108.28	1,188.88	1,138.07	1,185.93

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社が属する外食業界におきましては、2021年9月末に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されて以降、個人消費の持ち直し、経済活動が正常化に向かう中、新たな変異株の登場や食材・原材料価格の高騰により依然として厳しい状況が続くことが考えられます。今後の動向を見極めながら新型コロナウイルス感染症防止対策と厳しい外部環境の変化に対応し、アフター・コロナを見据えて、新規出店及び既存店改装等の設備投資を実施し、以下の課題に取り組んでまいります。

① 経営体質の強化

従業員一人ひとりが経営者意識を持って、部門別の部門別採算による収益の向上を目指し、経営体制をより強化してまいります。従業員が「全員経営」を実践して、接客力を強化した客数増、経費削減と生産性の向上、原価率の安定化に取り組んでまいります。

② 人材確保と人財育成

社員採用は新卒・中途を含めて、さらにパートナー（パート、アルバイト）採用も安定してできるように採用市場の変化に柔軟に対応し人材確保に努めてまいります。また、トレーニングと研修を強化して、採用した従業員の早期戦力化を目指すとともに、次世代を担う幹部社員育成にも取り組んでまいります。

③ 店舗力の強化

着実に地域のお客様に愛され続ける店舗を実現するために「心地よいひととき」を過ごしていただける「おいしい料理と気持ちよいサービス」を提供してまいります。料理力と接客サービス力の向上に加えて、人員配置の適正化とロス低減のため発注精度と食材管理を強化し、収益力と生産性の向上に取り組んでまいります。

④ 新規出店

出店した地域で長くお客様に愛される店舗の実現のため、収益力の高い物件を厳選しながら、関東、関西地区への出店を強化するとともに、新たに九州地区へとエリアを拡大してまいります。また、新業態の開発と多店舗展開を図り、更なる業容の拡大に取り組んでまいります。

⑤ 商品・メニュー開発力の強化

ファクトリー（自社工場）を中心に仕入・商品開発・商品製造までを一貫して行う当社の強みを活かし、ステーキ・ハンバーグ・サラダバーメニューなどの定期的な改訂を実施しております。サラダバーは、より季節感を味わっていただくため改訂を年6回とする他、新たな提案として、ほっとバーをテスト導入しております。さらに同じくテスト導入したセットメニューで選んでいただける具だくさんの「プチ贅沢スープ」を含めて提供店舗・地域の順次拡大に取り組む他、新たに導入しておりますとんかつ業態を含めて「ご馳走カンパニー」として商品・メニューの開発に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

ステーキハウス「ブロンコビリー」の営業

厚切りとんかつと手づくりおぼんざい「かつひろ」の営業

(7) 主要な事業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 本社 名古屋市名東区

② 名古屋駅オフィスビル (BBビル) 名古屋市中村区

③ 営業所

所在地	名称
愛知県 名古屋市 (11店舗)	昭和橋店 守山店 大森インター店 笠寺店 高針店 熱田千年店 徳重店 南陽店 萩野通店 檀溪通店 岩塚店
愛知県 北西地区 (15店舗)	春日井高蔵寺店 春日井市民病院前店 稲沢店 一宮バイパス店 尾西インター店 七宝店 江南扶桑店 春日店 西枇杷島店 蟹江インター店 長久手図書館通店 北名古屋店 勝川インター店 小牧田原店 小牧インター店
愛知県 南東地区 (16店舗)	豊田元宮店 豊田小坂本町店 半田インター店 大府店 刈谷運動公園前店 岡崎六名店 岡崎稲熊店 蒲郡店 三河安城店 西尾店 東海店 豊橋北山店 豊橋花田店 日進外語大前店 日進梅森店 豊川インター店
岐阜県 (9店舗)	岐阜島店 大垣楽田店 美濃加茂店 恵那店 可児店 多治見インター店 羽島インター北店 各務原店 岐阜菟田店
三重県 (4店舗)	四日市生桑店 鈴鹿中央通店 松阪店 桑名大山田店
静岡県 (6店舗)	三島南田町店 富士本市場店 浜松有玉店 静岡安倍街道店 沼津バイパス店 御殿場店
東京都 (10店舗)	昭島昭和の森店 八王子大和田店 東久留米店 町田多摩境店 多摩ニュータウン通り店 北綾瀬店 鹿浜店 保木間店 国分寺店 新小岩店
埼玉県 (11店舗)	大宮三橋店 草加松原店 新座野火止店 戸田駅前店 南浦和円正寺店 春日部店 大宮南中野店 川越店 小手指店 上尾店 鶴ヶ島インター店
千葉県 (12店舗)	東千葉店 東松戸店 西船橋店 鎌取インター店 柏の葉店 成田店 武石インター店 南増尾店 八千代店 我孫子店 南行徳店 おおたかの森店
神奈川県 (13店舗)	相模原上鶴間店 相模原中央店 戸塚原宿店 高津久末店 瀬谷店 港北みなも店 緑園都市店 秦野店 横浜鶴見店 湘南ライフタウン店 厚木及川店 横浜青葉インター店 海老名店
滋賀県 (4店舗)	彦根店 近江八幡店 湖南店 草津店
京都府 (4店舗)	伏見桃山店 洛西店 宇治店 京都南店
大阪府 (8店舗)	枚方招提店 羽曳野店 豊中向丘店 東淀川菅原店 高槻若松店 東大阪菱江店 ビバモール美原南インター店 東大阪岸田堂店
兵庫県 (5店舗)	宝塚店 伊丹池尻店 大蔵谷インター店 ステーションパーク小東山店 三田けやきプラザ店
奈良県 (2店舗)	奈良押熊店 奈良橿原店

(注) 当事業年度は、海老名店(神奈川県海老名市)が1月25日、東大阪岸田堂店(大阪府東大阪市)が6月7日、豊田小坂本町店(愛知県豊田市)が9月13日、ビバモール美原南インター店(大阪府堺市)が10月11日、奈良橿原店(奈良県橿原市)が10月18日に開店しております。なお、豊田小坂本町店はとんかつ業態であります。

④ ファクトリー（自社工場）

東海ファクトリー 愛知県春日井市

関東ファクトリー 神奈川県厚木市

(8) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
533名 (925名)	6名増 (32名減)	31.0歳	6.6年

(注) 1. 使用人数は、嘱託社員を除く就業人員であります。

2. 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。

3. 臨時従業員の使用人数が前期末に比べ32名減少しておりますが、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い店舗の休業や営業時間の短縮等による勤務時間数の減少によるものです。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,000,000千円
株式会社三井住友銀行	800,008千円
株式会社十六銀行	16,336千円
株式会社愛知銀行	16,000千円
株式会社大垣共立銀行	15,000千円

2 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	22,520,000株
(2) 発行済株式の総数	15,079,000株
(3) 株主数	27,064名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ストロングウィル	4,115,600株	27.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	948,000株	6.28%
ブロンコビリー従業員持株会	392,500株	2.60%
株式会社トークン	371,700株	2.46%
竹市克弘	326,300株	2.16%
株式会社三菱UFJ銀行	280,000株	1.85%
竹市啓子	244,800株	1.62%
株式会社十六銀行	200,000株	1.32%
三菱UFJ信託銀行株式会社	200,000株	1.32%
竹市光敏	134,200株	0.89%

(注) 持株比率は、自己株式（1,011株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社取締役及び執行役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	権利行使期間	保有状況
						取締役
第1回	520個	当社普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,725円	1株当たり1円	2016年4月19日から 2056年4月18日まで	520個 (5名)
第2回	538個	当社普通株式 5,380株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,066円	1株当たり1円	2017年4月19日から 2057年4月18日まで	538個 (6名)
第3回	437個	当社普通株式 4,370株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 3,865円	1株当たり1円	2018年4月18日から 2058年4月17日まで	437個 (6名)
第4回	503個	当社普通株式 5,030株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,176円	1株当たり1円	2019年4月17日から 2059年4月16日まで	503個 (6名)
第5回	1,048個	当社普通株式 10,480株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 1,670円	1株当たり1円	2020年4月15日から 2060年4月14日まで	1,048個 (6名)
第6回	646個	当社普通株式 6,460株 (新株予約権1個につき10株)	1株当たり 2,200円	1株当たり1円	2021年4月14日から 2061年4月13日まで	646個 (5名)

- (注) 1. 上表の各新株予約権は、すべて株式報酬型ストック・オプションであります。
2. 当社は、社外取締役及び監査役には上表の各新株予約権を付与しておりません。
3. 各新株予約権の主な行使条件については、新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 市 克 弘	
常務取締役	阪 口 信 貴	コーポレート本部長 兼 人事部長
常務取締役	出 口 有 二	営業本部長 兼 西日本地区統括部長
取締役	古 田 光 浩	総合企画部長 兼 コーポレート本部経理部長
取締役	宮 本 卓	商品本部長 兼 製造部長 兼 商品部長
取締役	下 野 雅 承	日本アイ・ビー・エム株式会社 名誉顧問 TOTO株式会社 社外取締役
取締役	神 谷 徳 久	有限会社クリエイティブ 代表取締役 株式会社東亜エンタープライズ 代表取締役 有限会社ジョイジョイ二十一 代表取締役 株式会社東亜コーポレーション 代表取締役
常勤監査役	塩 田 孝 一	
監査役	平 野 曜 二	弁護士
監査役	岩 村 豊 正	監査法人コスモス 代表社員 株式会社プラス 社外監査役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役下野雅承氏及び取締役神谷徳久氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役塩田孝一氏及び監査役岩村豊正氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役岩村豊正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役下野雅承氏及び取締役神谷徳久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
阪 口 信 貴	常 務 取 締 役 人 事 総 務 部 長 兼 人 事 総 務 部 人 事 部 長	常 務 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 兼 人 事 部 長	2021年6月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
出口有二	常務取締役兼東海第1営業部長兼関西営業部長	常務取締役兼西日本地区統括部長	2021年6月1日
古田光浩	取締役兼企画部長	取締役兼総合企画部長兼コーポレート本部経理部長	2021年6月1日
宮本卓	取締役兼商品部長	取締役兼商品部長兼製造部長	2021年6月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重大失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬にかかる決定方針を改定決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について社外役員の意見を踏まえ決定していません。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（譲渡制限付株式）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

ii. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

iii. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額100百万円以内）において、役位等に応じた個数を割り当てるものとします。

iv. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の開示情報をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとします。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長竹市克弘氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、業績貢献や業務執行状況を勘案した各取締役の基本報酬の額とします。代表取締役社長竹市克弘氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役に意見を求めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該意見の内容を踏まえたうえで決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数は先に定めた算式により決定します。

なお、上記基本方針改定に伴い、ストックオプション制度は廃止予定です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	90,834 (4,000)	75,800 (4,000)	— (—)	15,034 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11,300 (8,900)	11,300 (8,900)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	102,134 (12,900)	87,100 (12,900)	— (—)	15,034 (—)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、2016年3月17日開催の第34期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月16日開催の第25期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 取締役の報酬額には、2021年3月18日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
5. 上記の非金銭報酬等は、ストック・オプションとして割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用を計上しております。
- ・取締役（社外取締役を除く） 6名 15百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下野雅承氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の名誉顧問であります。なお、当社と日本アイ・ビー・エム株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役神谷徳久氏は、有限会社フリエイト式巻、株式会社東亜エンタープライズ、有限会社ジョイジョイ二十一及び株式会社東亜コーポレーションの代表取締役であります。なお、当社と神谷徳久氏が代表取締役を務める4社との間には、特別の関係はありません。

監査役岩村豊正氏は、監査法人コスモスの代表社員であります。なお、当社と監査法人コスモスとの間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下野雅承氏は、TOTO株式会社の社外取締役であります。なお、当社とTOTO株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役岩村豊正氏は、株式会社プラスの社外監査役及びジャパンバストレスキューシステム株式会社の社外取締役であります。なお、当社と株式会社プラス及びジャパンバストレスキューシステム株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 下野雅承	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、特に事業運営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役 神谷徳久	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき積極的に意見を述べており、特に店舗開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役 塩田孝一	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。長年にわたる監査業務の経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において業務監査ならびに内部統制システム監査について適宜必要な発言を行っております。
監査役 岩村豊正	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、監査役会13回のうち13回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において会計監査ならびに内部統制システム監査について適宜必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催日数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,900千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,900千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、事業の基盤である食品の安心、安全を確保し、良い商品を提供し、公正な競争を通じて適正な利益を得るといった経済的責任を果たすことにとどまらず、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献する企業を目指しています。

このことを踏まえ、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

併せて、事業に影響を与える可能性のある潜在的な事象を識別することにより、リスクの極小化を図り、企業価値の維持、向上、事業目的の達成に努めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会の委員長に管理担当役員を任命し、その推進部署をコンプライアンス委員会として、取締役及び使用人が職務を執行するうえで、法令及び定款、企業理念、行動指針に適合して遂行するよう管理する体制を確保し、企業倫理の確立を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスの充実のため、研修、広報活動を定期的に実施し、当社のCSR活動に役立たせる。
- ③ 当社は、コンプライアンス違反事象が適切にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されるよう、報告体制を構築する。
- ④ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき業務ラインから独立した立場から、定期的に内部統制システムの運用状況について監査を行い、違反事象が発生した場合は、その解決のために指導、是正勧告を行う。
- ⑤ 当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨を公表し、コンプライアンス体制の充実と徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を、「文書管理規程」に定めるところに従って、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。
- ② 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会の委員長に管理担当役員を任命し、各部門担当取締役、役職者とともに、各種リスク管理の方針等に関する協議を行い、重要事項については取締役会に報告する。
- ② 当社はリスク管理委員会を全社的なリスクを総括的に管理する部門とし、既存の「品質保証管理規程」、「災害対策規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の徹底を図るとともに、必要なリスク管理規程を新たに制定する。併せて、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、危機が発生した場合、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、中期経営計画及び年度総合予算に基づいて、各部門の計画に対して職務を執行し、その状況を定期的に検証する。
- ② 当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により、取締役の権限及び責任の範囲を適切に定め、併せて取締役会への報告ルールを明確にすることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しないが、監査役が使用人の設置を求めた場合には、監査役と協議のうえ、内部監査室員を補助する使用人として速やかに設置する。
- ② 前項の使用人に対しては、その補助すべき期間においては所属長の指揮命令を受けないものとし、人事考課等は監査役が行う体制とする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役出席の取締役会において「取締役会規程」に基づき、その担当する職務の執行状況を報告し、付議すべき重要な事項について稟議書等で報告する。
- ② 取締役及び使用人は、以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - i. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ii. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - iii. 法令及び定款ならびに諸規程に違反する行為で重大なもの
- ③ 監査役は、経営会議等主要な会議に出席して、取締役及び使用人から決定事項、業務の執行状況について報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、内部監査部門と定期的に打合せを行い、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求める等緊密な連携を保ち、効果的な監査業務を遂行する。
- ⑤ 取締役及び使用人は、主要な会議の議事録、稟議書、規程等重要な記録・情報を整備保存し、監査役監査の環境を整える。

上記の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

毎月開催する店長会議等の社内研修や社内報を通じて、企業理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、ホットラインによる内部通報体制の整備や内部監査室による店舗監査を行い、業務の適正性と法令の適合状況を確認し、発見されたリスクについては、取締役、監査役及び部門長に報告し是正しております。監査役及び内部監査室による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。

新型コロナウイルス感染症対策として、取締役及び各部門長による「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じてまいりました。

また、リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。所管業務に関するリスク管理を徹底するため、リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取り締り役員及び代表取締役社長に報告しております。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査役会を開催している他、内部監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との会合を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、企業体質の充実、強化を図るため、将来の事業展開に備え内部留保の充実に努めるとともに、業績を勘案しながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に基づき、1株当たり10円とさせていただきました。なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第40期 2021年12月31日現在	(ご参考) 第39期 2020年12月31日現在
資産の部		
流動資産	14,268,793	12,955,124
現金及び預金	12,619,862	11,520,982
売掛金	729,246	483,480
商品及び製品	98,178	83,205
原材料及び貯蔵品	309,307	308,178
未収還付法人税等	-	341,264
前払費用	175,117	173,810
その他	337,080	44,202
固定資産	12,602,353	11,540,070
有形固定資産	9,901,583	8,959,765
建物	5,869,526	5,864,248
構築物	651,045	639,001
機械及び装置	90,280	120,202
車輛運搬具	0	0
工具、器具及び備品	556,217	511,253
土地	2,724,457	1,683,862
建設仮勘定	10,054	141,197
無形固定資産	291,220	212,317
借地権	91,559	98,482
商標権	1,178	1,182
ソフトウェア	176,531	33,266
その他	21,950	79,385
投資その他の資産	2,409,550	2,367,987
投資有価証券	117,279	105,266
出資金	20	40
長期前払費用	67,049	76,366
長期預金	1,000,000	1,000,000
差入保証金	1,026,455	1,022,918
繰延税金資産	146,881	115,183
その他	51,864	48,212
資産合計	26,871,147	24,495,195

科目	第40期 2021年12月31日現在	(ご参考) 第39期 2020年12月31日現在
負債の部		
流動負債	7,713,462	1,693,143
買掛金	530,988	405,476
短期借入金	47,336	66,936
1年内返済予定の 長期借入金	5,199,992	-
リース債務	18,750	16,950
未払金	938,199	818,046
未払費用	102,700	75,030
未払法人税等	576,674	53,585
未払消費税等	-	50,203
契約負債	58,705	-
預り金	106,909	75,828
賞与引当金	43,286	41,753
販売促進引当金	79,107	63,904
資産除去債務	7,219	6,887
その他	3,593	18,539
固定負債	1,194,984	5,575,975
長期借入金	600,016	5,000,000
リース債務	225,591	210,142
資産除去債務	356,333	352,728
その他	13,043	13,105
負債合計	8,908,446	7,269,118
純資産の部		
株主資本	17,856,242	17,142,989
資本金	2,210,667	2,210,667
資本剰余金	2,120,664	2,120,664
資本準備金	2,120,664	2,120,664
利益剰余金	13,526,712	12,813,459
利益準備金	58,887	58,887
その他利益剰余金	13,467,824	12,754,571
固定資産圧縮積立金	8,082	8,993
別途積立金	1,000,000	1,000,000
繰越利益剰余金	12,459,742	11,745,577
自己株式	△1,801	△1,801
評価・換算差額等	25,177	16,840
その他有価証券評価差額金	25,177	16,840
新株予約権	81,281	66,246
純資産合計	17,962,700	17,226,076
負債・純資産合計	26,871,147	24,495,195

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第40期	(ご参考) 第39期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2020年1月1日から 2020年12月31日まで
売上高	15,773,728	17,272,890
売上原価	4,795,229	4,783,629
売上総利益	10,978,499	12,489,261
販売費及び一般管理費	11,026,879	12,326,986
営業利益又は営業損失 (△)	△48,379	162,274
営業外収益	1,637,555	123,257
受取利息及び配当金	7,198	7,428
助成金収入	1,538,864	14,501
その他の営業外収益	91,491	101,327
営業外費用	40,111	34,808
支払利息	10,115	6,271
その他の営業外費用	29,996	28,536
経常利益	1,549,064	250,724
特別利益	21,927	117,246
固定資産売却益	-	1,435
補助金収入	21,927	115,810
特別損失	145,856	781,631
固定資産除売却損	4,261	8,836
減損損失	70,220	508,040
投資有価証券評価損	-	12,809
店舗休止損失	31,038	251,944
火災損失	40,335	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	1,425,136	△413,660
法人税、住民税及び事業税	505,318	60,755
法人税等調整額	△35,373	113,727
当期純利益又は当期純損失 (△)	955,192	△588,143

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第40期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2021年1月1日残高	2,210,667	2,120,664	2,120,664	58,887	8,993	1,000,000	11,745,577	12,813,459	△1,801	17,142,989
会計方針の変更による累積的影響額							△691	△691		△691
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,210,667	2,120,664	2,120,664	58,887	8,993	1,000,000	11,744,886	12,812,767	△1,801	17,142,298
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△911		911	—		—
剰余金の配当							△241,247	△241,247		△241,247
当期純利益							955,192	955,192		955,192
自己株式の取得										—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△911	—	714,855	713,944	—	713,944
2021年12月31日残高	2,210,667	2,120,664	2,120,664	58,887	8,082	1,000,000	12,459,742	13,526,712	△1,801	17,856,242

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
2021年1月1日残高		16,840	66,246	17,226,076
会計方針の変更による累積的影響額				△691
会計方針の変更を反映した当期首残高		16,840	66,246	17,225,385
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△241,247
当期純利益				955,192
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		8,336	15,034	23,371
事業年度中の変動額合計		8,336	15,034	737,315
2021年12月31日残高		25,177	81,281	17,962,700

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第39期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本									自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2020年1月1日残高	2,210,667	2,120,664	2,120,664	58,887	9,930	1,000,000	12,513,720	13,582,539	△1,608	17,912,262	
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△936		936	—		—	
剰余金の配当							△180,936	△180,936		△180,936	
当期純損失 (△)							△588,143	△588,143		△588,143	
自己株式の取得									△192	△192	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△936	—	△768,143	△769,079	△192	△769,272	
2020年12月31日残高	2,210,667	2,120,664	2,120,664	58,887	8,993	1,000,000	11,745,577	12,813,459	△1,801	17,142,989	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2020年1月1日残高	13,775	50,384	17,976,421
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△180,936
当期純損失 (△)			△588,143
自己株式の取得			△192
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	3,065	15,862	18,927
事業年度中の変動額合計	3,065	15,862	△750,345
2020年12月31日残高	16,840	66,246	17,226,076

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券
- ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産

- ・ 商品、製品、原材料
- ・ 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、借地権については契約年数を基準とした定額法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

④ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

② 販売促進引当金

顧客に交付した販売促進券及びポイントの将来の使用による販売促進費の計上に備えるため、販売促進券及びポイントの未使用額に対して過去の回収実績率を乗じて当事業年度負担分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号 2018年3月30日公表分。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) の他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 純額による収益認識

クーポン又はポイント利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売促進費として計上していましたが、純額で収益を認識することとしております。

(2) クーポン及びポイント

売上時に配布したクーポン及び付与したポイントについては、従来は未利用分を販売促進引当金として計上していましたが、配布したクーポン及び付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がクーポン及びポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、販売促進引当金は55,589千円減少し、契約負債は58,705千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高が1,649,182千円減少し、販売費及び一般管理費は1,646,067千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,115千円減少しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響が反映されたことにより株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は691千円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

会計上の見積りによる当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	9,901,583千円
無形固定資産	291,220千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損の兆候判定を行う際、営業活動から生じる損益が継続してマイナスか否かを検討しますが、前事業年度及び当事業年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による政府及び自治体からの休業要請及び営業時間の短縮要請により店舗の休業及び営業時間の短縮を行った結果、当該感染症の感染拡大前と比較して店舗の来客数及び売上が著しく減少しました。翌事業年度の前半のうちに営業時間の短縮等の規制の影響がなくなり、翌事業年度以降、営業活動から生じる損益がプラスになることを見込んでいることから、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなることにより減損の兆候がある店舗はないと判断しております。

各店舗の翌事業年度以降の営業損益見込みは、新型コロナウイルス感染症の収束時期の仮定に基づき作成した各店舗の将来の営業予測及び事業計画を基礎として行っております。

そのため、当該営業予測及び事業計画の見直しが必要と判断された場合には、当事業年度以降の営業損益の見込みが継続してマイナスとなり、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が店舗固定資産の帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	1,183,603千円
建物	15,191千円
計	1,198,794千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,199,992千円
長期借入金	600,016千円
計	5,800,008千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,290,756千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 助成金収入

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方自治体からの営業時間短縮にかかる感染拡大協力金等であります。

(2) 補助金収入

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給額を補助金収入として特別利益に計上しております。

(3) 店舗休止損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府・自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の時間短縮営業を実施いたしました。当該時間短縮営業期間中に発生した人件費を店舗休止損失として、特別損失に計上しております。

(4) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループに基づき減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	金額 (千円)
東京都	直営店舗 (当社1物件)	建物等	30,330
岐阜県	直営店舗 (当社2物件)	建物等	25,295
愛知県	直営店舗 (当社1物件)	建物等	14,595

資産のグルーピングは、直営店については継続的な収支の把握を行っていることから各店舗ごとをグルーピングの最小単位としております。

閉店を決定した店舗について資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額70,220千円 (建物59,394千円、構築物4,411千円、工具、器具及び備品3,914千円、その他2,500千円) を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値によっております。なお、割引率については閉店を決定した店舗は使用見込期間が短いため考慮しておりません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記**(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,079,000株	—	—	15,079,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,011株	—	—	1,011株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1月15日取締役会	普通株式	150,779	10	2020年12月31日	2021年2月26日
2021年7月15日取締役会	普通株式	90,467	6	2021年6月30日	2021年9月2日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年1月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	150,779	10	2021年12月31日	2022年2月25日

(5) 当事業年度末における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 36,920株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	38,516千円
減損損失	99,923千円
借地権償却	62,629千円
投資有価証券評価損	1,750千円
未払金	12,454千円
契約負債	17,963千円
賞与引当金	14,032千円
販売促進引当金	24,206千円
資産除去債務	111,247千円
その他	29,437千円
繰延税金資産小計	412,161千円
評価性引当額	△201,583千円
繰延税金資産合計	210,578千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△49,030千円
固定資産圧縮積立金	△3,563千円
その他有価証券評価差額金	△11,103千円
繰延税金負債合計	△63,697千円
繰延税金資産の純額	146,881千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	4.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
その他	△2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した一部の店舗建物については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用を行っており、また、資金調達については主として銀行借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については現在は利用しておりませんが、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。回収期間は短期であり、貸倒実績はありません。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクの軽減に努めております。

差入保証金は、主に出店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び建設協力金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金については、原則1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成して管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,619,862	12,619,862	—
(2) 売掛金	729,246	729,246	—
(3) 投資有価証券	117,279	117,279	—
(4) 長期預金	1,000,000	954,121	▲45,878
(5) 差入保証金	1,018,348	999,471	▲18,876
資産計	15,484,737	15,419,981	▲64,755
(6) 買掛金	530,988	530,988	—
(7) 短期借入金	47,336	47,336	—
(8) 1年内返済予定の 長期借入金	5,199,992	5,198,979	▲1,012
(9) 未払金	938,199	938,199	—
(10) 未払法人税等	576,674	576,674	—
(11) 長期借入金	600,016	598,557	▲1,458
(12) リース債務	244,342	238,130	▲6,211
負債計	8,137,547	8,128,864	▲8,683

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 長期預金、(5) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) リース債務

リース債務の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金 (※)	8,107

(※) 差入保証金の一部については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 差入保証金」には含めておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,185円93銭

1株当たり当期純利益 63円35銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 63円20銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	955,192千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	955,192千円
普通株式の期中平均株式数	15,077,989株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	35,100株

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. 収益認識に関する注記

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 商品及び製品の販売
飲食事業においては、商品及び製品の販売を行っており、顧客に商品及び製品を提供した時点で収益を認識しております。
- (2) クーポン及びポイント
売上時に配布したクーポン及び付与したポイントについては、顧客がクーポン及びポイントを使用するごとに値引を行う義務を負っており、当該クーポン及びポイントの使用時又は失効時に履行義務が充足され、収益を認識しております。

16. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から9～31年と見積り、割引率は0.00%～2.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	359,615千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,289千円
時の経過による調整額	2,532千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△10,885千円</u>
期末残高	<u>363,553千円</u>

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

株式会社ブロンコビリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山田 昌紀
公認会計士 中野 孝哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロンコビリーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

株式会社プロンコビリー 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	塩田孝一 ㊞
監査役	平野曜二 ㊞
監査役 (社外監査役)	岩村豊正 ㊞

以 上



新店舗紹介

2020年にストップしていた新規出店を再開いたしました。2021年は関西地区を中心に計5店舗を出店し、契約満了に伴い3店舗を閉店し、期末店舗数は130店舗となりました。

1月	海老名店（神奈川県）
6月	東大阪岸田堂店（大阪府）
9月	とんかつ かつひろ 豊田小坂本町店（愛知県）
10月	ビバモール美原南インター店（大阪府） 奈良橿原店（奈良県）



奈良橿原店

新業態

「とんかつ かつひろ」をオープン

2021年9月、新業態の「厚切りとんかつと手づくりおばんざい かつひろ」の第一号店を愛知県豊田市にオープンいたしました。今までステーキレストランとして肉を専門に扱ってきた強み、商品を自社工場で製造できる強み、商品開発力がある当社だからこそ実現したとんかつ業態は、ブロンコビリーのコンセプトである“ご馳走”を提供しております。肉のプロが選び抜いた豚肉を厚切りにし、やわらかい肉質と甘みのある脂身を贅沢に味わっていただけるとんかつ、数種類の手づくりおばんざい、おおかまどで炊いたご飯はどれも「とんかつ かつひろ」でしか味わえないご馳走となっております。

	ブロンコビリー	かつひろ
肉（厚切り）	牛肉 焼	豚肉 揚
野菜	サラダバー	おばんざい
かまどごはん	魚沼産コシヒカリ	季節の銘柄、味ごはん





仕入の強みを最大限に発揮

「夏のご馳走ステーキ祭」

輸入牛肉の価格が高騰し、外食企業が打撃を受ける中、当社では「夏のご馳走ステーキ祭」を開催し、人気ステーキの最大23%OFFや国産の希少なステーキの数量限定販売を行いました。ステーキ専門店こだわりの炭焼きステーキを、多くのお客様にご賞味いただける企画といたしました。



まるで旅気分で食事を楽しむ

信州・北海道「ご当地フェア」

昨年からご好評の「ご当地フェア」を、今年も開催いたしました。栄養と旨味の凝縮された珍しいご当地食材や郷土料理を取り入れながら、オリジナルサラダを開発し、ご当地の味覚を気軽にブロンコビリーで楽しんでいただきました。また、2022年よりサラダバーは年6回のメニュー改訂を予定しており、来店する度新しい味に出会えるサラダバーを目指し、商品開発力を磨いてまいります。



いつもよりちょっと豪華に

「プチ贅沢スープ」 「ほっとバー」



プラス110円で楽しめる「プチ贅沢スープ」(関東・関西地区69店舗限定)や、本格的なできたてビュッフェの「ほっとバー」(8店舗限定)を試験的に導入し、商品開発力を活かしたより楽しい、よりおいしい店づくりを今後も目指してまいります。

トピックス ★★

1月

販売促進

- ドリームスクラッチ配布
- メニュー
- テイクアウトリニューアル

2月

販売促進

- サンキュークーポン配布
- メニュー
- 春のサラダバー

3月

販売促進

- キッズクラブ「春の文具プレゼント」企画
- メニュー
- ご馳走和牛ハンバーグ&ヒレステーキ祭

4月

メニュー

- 初夏のサラダバー

6月

メニュー

- 夏のサラダバー「信州フェア」

7月

販売促進

- 夏のご馳走ステーキ祭第1弾 炭焼き極選りブロースステーキ等をお値打ちに提供
- キッズクラブ「夏祭り」企画
- 農林水産省「国際果実野菜年2021」オフィシャルサポーターに就任

8月

販売促進

- 夏のご馳走ステーキ祭第2弾 炭焼き国産やわらかヒレステーキ数量限定販売

メニュー

- 炭焼き黒毛和牛ハンバーグ

9月

メニュー

- 秋のサラダバー

10月

販売促進

- キッズクラブ「ハロウィン」企画
- メニュー
- テイクアウトメニュー統一

11月

販売促進

- 秋のお客様大感謝祭 第1弾 平日ディナータイム限定20%OFF
- 第2弾 ありがとうクーポン配布
- キッズクラブ「クリスマス」企画
- メニュー
- 冬のサラダバー「北海道フェア」
- 炭焼きぶどう牛リブロースステーキ期間限定販売

12月

販売促進

- ラッキーご馳走キャンペーン
- メニュー
- 国産炭焼きやわらかヒレステーキ

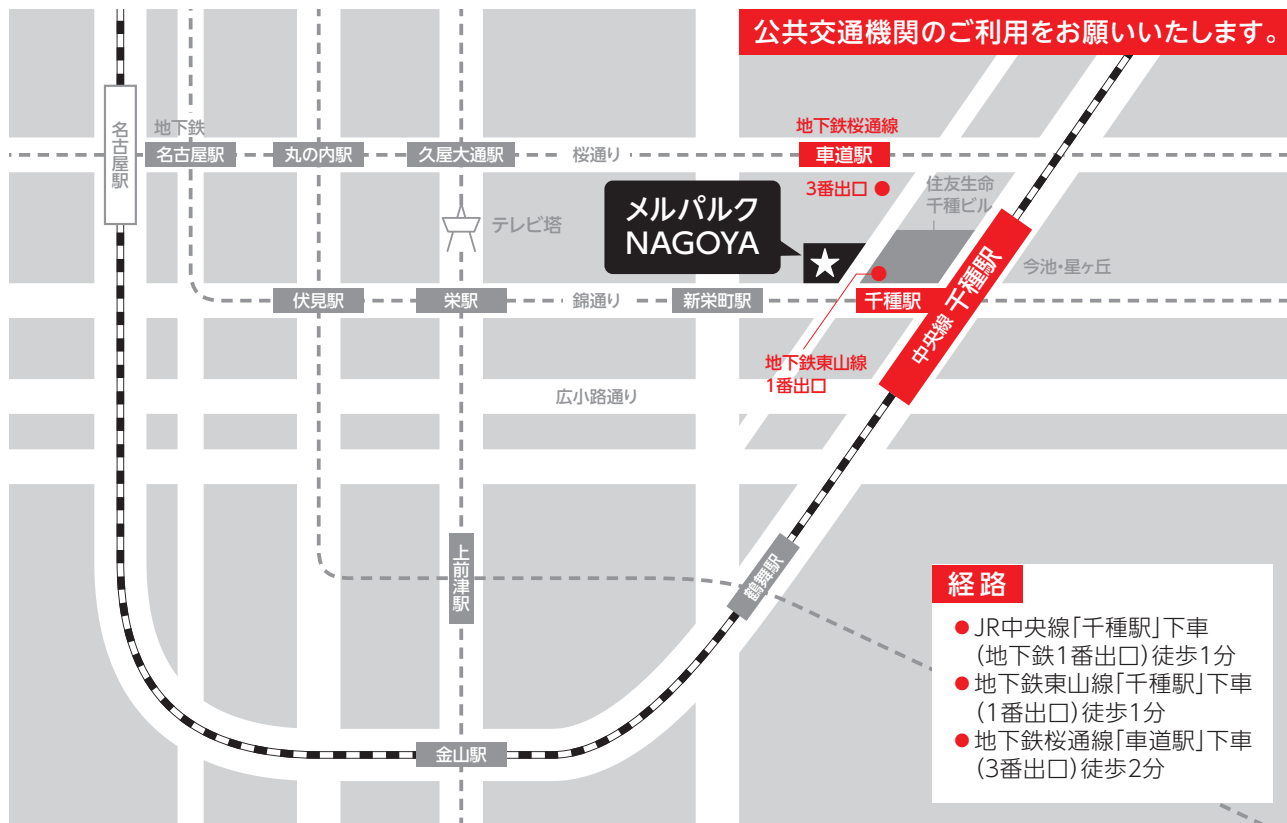
株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市東区葵三丁目16番地16号

メルパルクNAGOYA 2階 瑞雲西の間 電話 (052)937-3535(代)

公共交通機関のご利用をお願いいたします。



経路

- JR中央線「千種駅」下車
(地下鉄1番出口)徒歩1分
- 地下鉄東山線「千種駅」下車
(1番出口)徒歩1分
- 地下鉄桜通線「車道駅」下車
(3番出口)徒歩2分

新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

総会会場では、会場系のマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、インターネット等や書面により事前に議決権行使をいただけます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。